



## 判例にみる 工作物・営造物責任

共著／北河隆之（弁護士・琉球大学法科大学院教授）

柳憲一郎（明治大学法科大学院教授）

A5判 450頁

2005年4月発刊

### 概要

- 共同住宅、店舗・事務所・ホテル、学校、ゴルフ場・スキー場、公園、道路など、多種多様な工作物・営造物に関する事例を取り上げています。
- 各事例では、【事案の概要】【争点】【判決内容】を簡潔にまとめ、【コメント】では、類似の裁判例も紹介しながら裁判実務における判断基準を明らかにしています。

### 執筆者プロフィール（発行時）

北河 隆之（きたがわ たかゆぎ）

弁護士（メトロポリタン法律事務所所長）・琉球大学大学院法務研究科教授

#### 【主な経歴】

昭和26年 東京都生まれ

昭和50年 司法試験合格

昭和51年 東京都立大学法学部法律学科卒業・第30期司法修習生

昭和53年 弁護士登録（東京弁護士会）

平成12年～平成16年

明海大学不動産学部教授

平成16年～ 琉球大学大学院法務研究科教授（不法行為法・民法演習を担当）

#### 【主な著書】

『詳解 後遺障害逸失利益』共著（ぎょうせい、1996年）

『知っておきたい交通事故と損害賠償の法律知識』（日本実業出版社、1999年）

『損害賠償の法務知識』（中央経済社、2002年）

『民事再生法の解説—個人再生手続—』（一橋出版、2003年）

『図解 個人債務者民事再生手続』（弘文堂、2001年）

柳 憲一郎（やなぎ けんいちろう）

明治大学法科大学院法務研究科教授

#### 【主な経歴】

昭和25年 神奈川県生まれ

昭和54年 筑波大学院環境科学研究科修了

昭和63年～平成4年 北海学園北見短期大学助教授

平成4年～平成11年 明海大学不動産学部助教授

平成11年～平成16年 同教授・大学院不動産学研究科教授

平成16年～ 明治大学法科大学院法務研究科教授（環境法公法系総合演習総合指導を担当）

#### 【主な著書】

『土壌汚染と企業の責任』共著（有斐閣、1997年）

『環境アセスメント法』（清文社、2000年）

『道路管理の法と争訟』共著（ぎょうせい、2000年）

『環境法政策』（清文社、2001年）

『多元的環境問題論』共編著（ぎょうせい、2002年）

『環境アセスメント読本—市民のための活用術』共編著（ぎょうせい、2002年）

『企業のための環境法』共著（有斐閣、2002年）

『環境法』[第3版]共著（有斐閣、2004年）

### 目次

#### ■ 第1章 総論

##### 第1節 土地工作物責任（民法717条）

- 1 土地工作物責任の根拠
- 2 「土地の工作物」の意義
- 3 「設置又は保存に瑕疵」の意義
- 4 段階的責任構造
- 5 「占有者」の意義
- 6 不可抗力による免責
- 7 失火責任法との関係
- 8 立証責任
- 9 求償権

##### 第2節 営造物責任（国家賠償法2条）

- 1 国家賠償法2条1項の解釈
- 2 国家賠償法2条1項の意義
- 3 公の営造物の概念
- 4 具体的瑕疵の判断枠組み
- 5 自然力が寄与する事案
- 6 動物の飛び出し等

- 7 不可抗力
- 8 抽象的不作為請求の適法性
- 9 河川の管理瑕疵の一般的判断基準

#### ■ 第2章 工作物・営造物責任判断に関する諸事例

##### 第1節 共同住宅

###### 1 転落

○市営住宅（自宅）の6階バルコニーの柵のすき間から男児（1歳6か月）が転落死した事故につき、市および市営住宅の設計管理者の損害賠償責任が否定された事例

###### 2 漏水

○マンションの階上のベランダに溜まって溢れた雨水が、階下の居室に漏水した事故について、階上の部屋の所有者および占有者に工作物責任が認められた事例

## 目次のつづき

## 第2節 店舗・事務所・ホテル等

## 1 自動ドア

○レストランの自動ドアを通過中の高齢者（65歳の女性）に、閉まってきた自動ドアが衝突し、同人が転倒し負傷した事故につき、レストラン経営会社に土地工作物責任が肯定された事例（過失相殺70%）

## 2 エスカレーター

○エスカレーターの三角部ガード板の脱落につき、瑕疵を認めながら、ビル所有者の責任とエスカレーターの保守点検受託会社の責任をともに否定した事例

## 3 エレベーター

○工場で、かごが来ていないエレベーターに乗ろうとして足を踏みはずして昇降路の底部に転落、負傷した事故につき、建物所有者兼占有者に民法717条1項の責任が認められた事例（過失相殺30%）

## 4 電気配線

○店舗内陳列棚照明用として設置された屋内電気配線は民法17条1項にいう土地工作物には該当しないとされた事例

## 5 ガス漏れ・ガス爆発

○ビル地下におけるメタンガス漏れによる爆発事故について、ビル所有者に民法717条による土地工作物責任が認められた事例

○ビルにおけるガス爆発事故についてLPガス販売事業者の土地工作物責任が認められた事例

○液化石油ガス消費設備が土地工作物に当たるとされ、液化ガス供給業者に「占有者」として損害賠償責任が認められた事例

## 6 排水管

○排水管からの漏水事故について、排水管を専用的に使用していた賃借人に「占有者」としての責任が認められた事例

○地下に埋設された汚水管（主管）内で清掃作業中に従事中の作業員が、汚水管に含まれていた有毒ガスにより死傷した事故につき、汚水管を維持管理していた市に国家賠償法2条1項に基づく責任を肯定した事例

○ビル漏水事故につき、ビル所有者（賃借人）の債務不履行責任と他の賃借人の工作物責任を認めた事例

## 7 転倒

○商業ビル内の食堂街の通路を歩行中の者が、通路に付着していた油等によって転倒、負傷した事故につき、ビルの所有者に土地工作物責任が肯定された事例

## 8 地震

○ホテルの宿泊者が兵庫県南部地震により崩落したホテルの下敷きとなって死亡した場合に、ホテルの所有者に責任が認められた事例

## 第3節 水道水

○水道水中に含まれるフッ素により、飲用者に斑状歯の被害が生じた事案につき、水道の設置・管理の瑕疵が否定された事例（西宮斑状歯訴訟）

## 第4節 病院

○入院患者が市立病院の面会コーナーに設置された椅子に腰掛けた際、座席部分を支える鉄パイプが外れて負傷した事故につき、椅子の設置・管理に瑕疵があったとして市に損害賠償責任が認められた事例

## 第5節 学校

## 1 プール

○市立中学の生徒が学校のプールにおいて、体育における水泳授業中に飛び込み台からプールに飛び込んだ際、プールの底に頭を強打して重傷を負った事故につき、プールの設置管理に瑕疵が認められた事例

## 2 球技用ゴールポスト

○市立中学校の校庭にあった球技用ゴールポストで遊んでいた小学生が、転倒した同ゴールポストの下敷きになって負傷した事故について、市の営造物責任が否定された事例

## 3 テニスの審判台

○町立中学校の校庭に置かれていたテニスの審判台に昇り遊んでいた幼児（5歳の男児）が、転倒した審判台の下敷きになって死亡した事故につき、審判台の安全性の欠如に起因するものではなく、幼児の異常な行動に原因していたものとして、設置管理者の損害賠償責任を否定した事例

## 4 回転シーソー

○市立小学校内の広場に設置している回転シーソー付近で遊んでいた小学校1年生の児童が、回転シーソーの握り棒の先端部が頭部を直撃して負傷した事故について、市に回転シーソーの設置または管理に瑕疵があったとして損害賠償責任が認められた事例（過失相殺なし）

## 5 脚力測定器械

○国立大学4年生が大学の定期健康診断の際に脚力測定器械によって脚力を測定した際、大腿骨頸部内側骨折の傷害を負った事故につき、同器械の設置及び管理に瑕疵があったとされた事例

## 6 転落

○市立中学3年生の生徒が校舎3階の教室の窓から2階の庇に飛び降りようとした際、他の生徒に押されて地面まで落下した事故につき、市の営造物責任が否定された事例

## 7 その他

○中学生が学校における清掃中に、自在箒をスティック代わりにしてホッケー遊びをしていた際、同級生の振り回した自在箒の先端部分が外れ、左眼にあたり左眼球破裂等の傷害を負った事故について、箒の設置、管理に瑕疵があったとして、学校設置管理者の損害賠償責任が認められた事例（過失相殺70%）

○県立高校の校庭で短距離走練習の順番待ちをしていた生徒が、ハンマー投げの練習をしていた他の生徒の投げたハンマーで頭部を直撃され、死亡した事故につき、ハンマー投げ練習場の設置管理に瑕疵があるとされた事例（過失相殺なし）

## 第6節 ゴルフ場・スキー場

## 1 ゴルフ場

○ゴルフ場において、通路を歩行していたゴルファーがゴルフ場従業員の遠隔操作する自走式ゴルフカートに追突され負傷した事故につき、ゴルフ場経営会社の工作物責任が肯定された事例（過失相殺なし）

○ゴルフプレイヤーが隣接ホールからの打球により負傷した事故について、ゴルフ場の通常有すべき安全性の欠如を認めた事例（過失相殺なし）

## 2 スキー場

○スキーヤーがスキー場のコース途中の橋から転落して死亡した事故につき、スキー場の管理者である市に営造物責任を肯定した事例（過失相殺60%）事例

○スキー場のゲレンデをそりで滑降していた者がゲレンデ脇の樹木に衝突して負傷した事故につき、土地の工作物であるゲレンデの設置、保存に瑕疵はないとされた事例

## 第7節 公園

## 1 自然公園等

○溪流公園の溪流で遊んでいた入園者の上に、崖上から枯れ木が落下して、入園者が死亡した事故につき、公園の設置管理者に安全配慮義務違反、営造物責任が認められた事例（過失相殺80%）

○国立公園（地獄谷）内の湯だまりに入浴した観光客が、有毒ガスを吸引し死亡した事故について、国家賠償法2条1項に基づく損害賠償責任が否定された事例

○国立公園内のつり橋からの転落事故に関し、つり橋の管理に瑕疵があったとされた事例（過失相殺40%）

## 目次のつづき

## 第7節 公園

## 1 自然公園等

- 溪流公園の溪流で遊んでいた入園者の上に、崖上から枯れ木が落下して、入園者が死亡した事故につき、公園の設置管理者に安全配慮義務違反、営造物責任が認められた事例（過失相殺80%）
- 国立公園（地獄谷）内の湯だまりに入浴した観光客が、有毒ガスを吸引し死亡した事故について、国家賠償法2条1項に基づく損害賠償責任が否定された事例
- 国立公園内のつり橋からの転落事故に関し、つり橋の管理に瑕疵があったとされた事例（過失相殺40%）
- 遠足で自然公園に出かけて遊んでいた小学生が崖から転落して死亡した事故につき、公園の設置管理に瑕疵があるとされた事例（過失相殺は公園管理者との関係で20%、学校設置者との関係で50%）

## 2 池

- 3歳7か月の男児が、市の管理する公園内の池に転落して溺死した事故について、池の設置または管理に瑕疵があるとして、市の損害賠償責任を認めた事例（過失相殺30%）

## 3 ターザン・ロープ

- 都立公園内児童遊具「ターザン・ロープ」出発台からの転落、失明事故につき、その設置、管理に瑕疵がないとされた事例

## 第8節 鉄道施設

## 1 踏切道

- 廃止が決定していた無人踏切を横断中の3歳の男児が、急行電車に撥ね飛ばされて死亡した事故につき、本件踏切道には保安設備を欠いた設置上の瑕疵があるとして、鉄道会社に土地工作物責任が認められた事例（過失相殺80%）

## 2 ホーム

- 新たに開発された点字ブロック等の視力障害者用の安全設備が国鉄（当時）の駅のホームに敷設されていないことが国家賠償法2条1項にいう設置または管理の瑕疵に当たるか否かを判断するに当たっては、その安全設備が、視力障害者の転落等の事故防止に有効なものとして、その素材、形状および敷設方法等において相当程度標準化されて全国ないし当該地域における道路、駅のホーム等に普及しているかどうか等の諸般の事情を総合考慮することを要するとして、ホームが通常有すべき安全性を欠き、その設置管理に瑕疵があったとした原判決を破棄・差し戻した事例

## 3 その他

- 県道を走行していたダンプカーが、県道と平行して設置されている旧国鉄の軌道上に転落したところへ、走行してきた急行列車が衝突し、列車の乗客が死傷した事故につき、鉄道施設の管理の瑕疵が否定された事例

## 第9節 道路

## 1 排水不全

- 集中豪雨で冠水している市道の側道部分に進入した車両が、水没した事故につき、市道の管理に瑕疵があったとされた事例（7割の過失相殺）
- 集中豪雨によって道路等の崩落で発生した土砂が建物を損壊した災害につき、道および傾斜地の管理に瑕疵があったとして損害賠償責任が認められた事例

## 2 崩壊・崩落

- トンネルを通行中の路線バス等の乗客等がその出入口付近で発生した崩壊岩盤によって死傷した事故につき、トンネルの設置又は管理に瑕疵があるとして損害賠償責任が認められた事例—豊浜トンネル国家賠償請求訴訟判決
- 県道を走行中の自動車に斜面の崩落による大量の土砂や岩石が直撃し、死亡した事故につき、県道の管理者に道路管理の瑕疵があったとして、損害賠償責任が認められた事例

## 第9節 道路

## 3 ガードレール・防護柵

- 夜間に飲酒した歩行者が、歩道上のガードレール（高さ38cm）に躓き、路外のコンクリート川底に転落して死亡した事故につき、歩道および河川を管理する自治体（府および市）と同ガードレールを設置した会社に瑕疵があるとして損害賠償責任が認められた事例（6割の過失相殺）
- 無蓋部分の農業用水路の側溝へ自転車転落した事故につき、用水路及び市道の設置管理に瑕疵がないとされた事例
- 道路拡幅工事の山間部カーブ道の路肩から河川に転落した車両事故につき、道路の設置または管理に瑕疵がないとされた事例

## 4 路上障害物

- 夜間、走行中の車両が道路上に違法駐車の特レーラーに衝突し、死亡した事故につき、特レーラーの排除等の措置をとらなかった道路管理者に管理の瑕疵があるとして損害賠償責任が認められた事例（3割の過失相殺）
- 新幹線の橋桁が道路上にはみ出していたところ、それに衝突した大型トラックが破損した事故につき、市道の設置・管理に瑕疵があったとして損害賠償責任が認められた事例（過失相殺7割）

## 5 動物

- 高速道路走行中のタクシーが、飛び出してきた野生エゾシカと衝突し、車両損壊した事故につき、高速道路の管理に瑕疵があるとして損害賠償責任が認められた事例

## 6 信号

- 主道路および従道路ともに黄色点滅する交差点での起こった衝突事故につき、信号機の信号の設置または管理に瑕疵があるとして損害賠償責任が認められた事例（4割の過失相殺）

## 7 道路環境

- バイパス建設に伴う地すべり、騒音等によって生命、身体等に被害発生危険性があるとして、地域住民による建設差止め請求につき、受忍限度を超えないとして請求が棄却された事例—紀宝バイパス道路建設工事等差止め請求上告事件
- 国道43号線沿線住民が、道路走行車両による身体的・精神的被害等を被ったとして、国および公団に対し、一定基準を超える騒音および二酸化窒素の居住敷地内への侵入の差止めや過去および将来の損害賠償責任を求めたことにつき、侵害行為の差止めは棄却されたが、過去の損害賠償責任の一部が認められた事例—国道43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件

## 8 スリップ事故

- 融雪装置の放水による路面凍結によって発生したスリップ自損事故につき、道路管理者の管理に瑕疵があるとして損害賠償責任が認められた事例（4割の過失相殺）
- 県道の木造橋梁を通行中の車両がスリップして欄干等から湖に転落した事故につき、橋梁の設置または管理に瑕疵がないとされた事例

## 9 路肩事故

- 夜間渋滞中の国道で特レーラーの追い越しを図った原動機付き自転車が、路肩上の縁石に接触して転倒し、当該特レーラーに轢かれて死亡した事故につき、道路管理者の管理に瑕疵がないとされた事例

## 10 道路構造

- 変形Y字型交差点における貨物自動車と自動二輪との衝突死の事故につき、その県道・町道の設置管理に瑕疵がないとされた事例
- 高速道路の長大トンネル内での車両追突事故によって、停車中の後続車両が焼毀した事故につき、トンネルの設置管理に瑕疵があったとして損害賠償責任が認められた事例—日本坂トンネル事件控訴審判決

## 11 側溝転落

- 幅員の狭い道路の交差点を歩行者が車を避けようとして、無蓋の道路側溝に転落した事故につき、側溝の設置には瑕疵がないとされた事例

## 目次のつづき

- 12 工事現場
- マンホール工事の段差部分で転倒した原動機付き自転車による事故につき、道路管理者の設置管理に瑕疵があったとして損害賠償責任が認められた事例（過失相殺 4 割）
  - 下水道工事現場の歩道に掘られた穴の上に敷かれた道板で転倒し、負傷した自転車事故につき、穴の設置管理に瑕疵があったとして損害賠償責任が認められた事例
- 13 供用開始前道路
- 村道と通行止めがされていなかった供用未開始の県道との交差点で発生した貨物自動車と自転車との衝突事故につき、県道の設置または管理に瑕疵があったとして損害賠償責任を認めた上で、損害金は自賠責で填補されているとして、請求が棄却された事例
- 第10節 工場・作業場
- 1 ごみ処理プラント
- 市の設置するごみ処理プラント施設で作業中の技師が水素ガスの爆発によって負傷した事故につき、メーカーの不法行為責任および市の施設の設置管理に瑕疵があったとして、損害賠償責任が認められた事例（過失相殺 5 割）
  - 近江八幡市ゴミ処理プラント爆発事件控訴審判決
- 2 炭鉱坑道
- 坑道内で作業中の炭坑作業員が炭じん爆発事故によって多数死傷した事故につき、坑道の保存に瑕疵があったとして、民法 717 条 1 項の工物責任が認められた事例
- 3 振動障害（白ろ病）
- チェーン等の使用によって営林署作業員に振動障害が発生したことにつき、国の安全配慮義務に違反はないとして上告が棄却された事例
  - 白ろ病訴訟上告審判決
- 第11節 河川・ダム等
- 1 転落
- 砂利採取業者が許可なく掘削した河川敷内の砂利採取跡にできたプール上の水溜りに幼児が転落水死した事故につき、国は河川の管理に瑕疵があり、県には費用負担責任があるとしてその国家賠償責任を認め、砂利採取業者には工物責任が認められた事例（過失割合 6 割）
  - フェンスの破損部分から立ち入り用水路で遊んでいた児童が転落水死した事故につき、水路の設置管理に瑕疵があったとして損害賠償が認められた事例
  - 破損していた橋の欄干から深夜に通行人が川に転落水死した事故につき、その橋を営造物として管理する市の管理に瑕疵があったとして損害賠償責任が認められた事例
  - 堤防から一級河川に転落し重度の後遺障害が残った幼児の事故につき、河川を管理する国に設置または管理の瑕疵がないとされた事例
  - 市道に接する水路の開渠部分に学童が転落水死した事故につき、転落防止の防護柵を設置する責任があったとして、市道および水路の設置または管理に瑕疵があったとされた事例（過失相殺 7 割 5 分）
- 2 水害
- 普通河川からの溢水氾濫によって生じた水害につき、河川の管理に瑕疵がないとされた事例
  - 平作川水害訴訟上告審判決
  - 破堤によって生じた水害につき、破堤原因を浸潤に基づくものとし、河川の管理に瑕疵がないとされた事例
  - 長良川安八水害訴訟上告審判決
- 2 水害
- 普通河川からの溢水氾濫によって生じた水害につき、河川の管理に瑕疵がないとされた事例
  - 平作川水害訴訟上告審判決
  - 破堤によって生じた水害につき、破堤原因を浸潤に基づくものとし、河川の管理に瑕疵がないとされた事例
  - 長良川安八水害訴訟上告審判決
  - 工事実施基本計画に準拠して新規の改修、整備の必要がないものとされた河川において、その堰および取付部護岸の欠陥から破堤が生じ、堤内地の住宅地3000m<sup>2</sup> および家屋19棟が流失した災害につき、河川管理の瑕疵を否定し、被害者の請求を棄却した原審判断を審理不十分として、原審に差し戻された事例
  - 多摩川水害訴訟上告審判決
- 3 ダム
- 集中豪雨による河川の氾濫による浸水被害につき、ダムの操作を定めた操作規則、操作細則が合理性を欠いていたとはいえないとして、ダムの設置・管理に瑕疵はないとされた事例
  - 長安口ダム水害訴訟上告審判決
- 4 溜池
- 農地の灌漑用貯水のために使用されていた溜池で溺死した幼児（当時 6 歳）の事故につき、溜池の堤塘工事を施行した地方公共団体が当該溜池を事実上の管理をしているものとはいえないとして、国家賠償法 2 条 1 項の責任が否定された事例
- 5 河川付帯施設
- 集中豪雨による増水で一級河川にかかる橋が落橋し、通行車両が河川に転落した事故につき、河川及び橋の設置管理に瑕疵がないとされた事例
  - 河口付近の導流堤内の砂穴で遊んでいた児童が落ち込み窒息死した事故につき、巡視義務を尽くさなかったとして導流堤の管理に瑕疵があったとされた事例（過失相殺 8 割）
  - 牽引作業中に転倒した防潮鉄扉の下敷となり死亡した事故につき、鉄扉の閉鎖作業従事者、会社、鉄扉の管理費用負担者である県の三者に対する共同不法行為責任が認められた事例
- 第12節 飛行場・基地
- 1 飛行場
- 空港周辺の住民らが空港を使用する米軍機、自衛隊機および民間航空機から生じる騒音、排気ガス、振動により、生活妨害、健康被害、家屋の損傷などの被害を受けてきたとして、民間航空機の離着陸の差止めを求めた事案につき、訴えは不合法として上告を棄却された事例
  - 福岡空港夜間飛行禁止等請求事件
- 2 米軍基地
- 厚木基地騒音公害訴訟上告審判決
- 索引
- 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。